

後期高齢者医療保険料が見直されました

7月下旬に後期高齢者医療保険料の決定通知書を送付しましたが、新たに保険料が見直され、軽減措置が拡充されました。この見直しの対象になる人には、9月上旬に変更通知書を送付します。



【変更点①】均等割の軽減割合が拡大されました

均等割額が7割軽減されている人：軽減割合が**8.5割**となります。

均等割額はこうなります

7割軽減 14,181円



8.5割軽減 **6,900円**

※詳しくは「変更通知書の見方」の【変更点①】をご覧ください。

【変更点②】所得割に軽減措置が導入されました

「賦課の元となる所得金額」が58万円以下の人：所得割額が**5割軽減**されます。

↳ 下表①の下段の数字です。詳しくは「変更通知書の見方」の【変更点②】をご覧ください。

変更通知書の見方 ~ 対象者には9月上旬に送付します ~



【保険料算定の基礎】（一部抜粋）

| | ①賦課の元となる所得金額 | ②所得割率 | ③所得割額 | ④均等割額 |
|-----|-----------------|--------|----------------|-----------------|
| 変更前 | 580,000円 | 8.71 | 50,518円 | 47,272円 |
| 変更後 | 580,000円 | 8.71 | 25,259円 | 47,272円 |
| | ⑤算出額 | ⑥限度超過額 | ⑦軽減額 | ⑧年間保険料額 |
| 変更前 | ××××× | ××××× | 33,091円 | ××××× |
| 変更後 | ××××× | ××××× | 40,372円 | ××××× |
| | 月数 | 期間 | ⑨月割減額 | ⑭保険料額 |
| 変更前 | ×× | ×× | ×× | ××××× |
| 変更後 | ×× | ×× | ×× | 今年度納付する額 |

【変更点②】

この数字が**58万円以下**の人は、**所得割額が5割軽減**されます。

この数字が**軽減後の所得割額**です。軽減対象の人は、変更前(上段)の半分の額になっています。

【変更点①】

均等割が8.5割軽減される人は、この欄に「**40,372円**」と表示され、軽減後の均等割額は**6,900円**となります。

 納付する均等割額は「**④均等割額 - ⑦軽減額**」です。
 上段 (変更前): 47,272円 - 33,091円 = 14,181円
 下段 (変更後): 47,272円 - 40,372円 = **6,900円**

今年度納付する額 = ③所得割額 + ④均等割額 - ⑦軽減額 - ⑨月割減額